

盛岡市監査委員告示第 21 号

地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 199 条第 1 項、第 2 項及び第 4 項の規定により行った定期監査の結果に基づき措置を講じた旨の通知があったので、次のとおり公表する。

令和 2 年 4 月 30 日

盛岡市監査委員	村 田 芳 三
同	菅 原 和 彦
同	小山田 正 美
同	八木橋 美 紀

- | | |
|--------------|------------------------------|
| 1 定期監査の結果の報告 | 令和 2 年 2 月 19 日付け 1 盛監第 65 号 |
| 2 対象部署及び事項 | 保健所及び子ども未来部に係る指摘事項 |
| 3 措置を講じた旨の通知 | 別添のとおり。 |

2 盛保企第 94 号
令和 2 年 4 月 23 日

盛岡市監査委員 村 田 芳 三
盛岡市監査委員 菅 原 和 彦
盛岡市監査委員 小山田 正 美
盛岡市監査委員 八木橋 美 紀 様

盛岡市長 谷 藤 裕 明

定期監査の結果に基づく措置について（通知）

令和 2 年 2 月 19 日付け 1 盛監第 65 号で提出のあった定期監査の結果の報告における指摘事項に基づき、次のとおり措置を講じたので地方自治法第 199 条第 12 項の規定により通知します。

記

1 指摘事項 保健福祉部 保健所 企画総務課

- (1) 使用料の収納に当たり、次の事例が見られたので、適正な事務の執行を求める
 - ア 出納員への引継ぎが適切に行われていないもの
 - イ 指定金融機関等への払込みが遅延しているもの
- (2) 業務委託契約において、次の事例が見られたので、適正な事務の執行を求める。
 - ア 前金払いをした委託契約にかかる完了検査が行われていないもの
 - イ 作業計画書が提出されていないもの
 - ウ 定期清掃の実施の確認が行われていないもの
 - エ 管理責任者の通知が行われていないもの

2 措置の状況

(1) 措置の内容

ア 指摘事項（1）アについて

現金等取扱について、盛岡市財務規則第 43 条及び委託領収書等作成の手引きに基づき、納付書総括表及び歳入金領収証書により適切に引継ぎを行うことを課内で周知した。内で周知した。

イ 指摘事項（1）イについて

歳入金の徴収を行い金庫に保管した際には、その旨金庫に掲示を行うこととして、

課内での共有を行った。今後は、確認を徹底し、再発防止に努める。

ウ 指摘事項（２）アについて

業務委託契約約定に基づき、完了検査を行うことを担当者間で確認を行った。

エ 指摘事項（２）イについて

業務委託仕様書に基づき、作業計画書の提出を受注者あて求めることを担当者間で確認を行った。

オ 指摘事項（２）ウについて

業務委託仕様書に基づき、実施した清掃内容について、完了届の提出及び清掃日誌の提出によって報告を受けることとし、定期的に課内回覧を行うことで共有を行うことを確認した。

カ 指摘事項（２）エについて

業務委託仕様書を確認し、管理責任者通知を受領する必要があることを改めて担当者間で確認を行った。

(2) 原因及び再発防止策の内容

ア 指摘事項（１）アについて

原因は、担当者の現金等取扱事務についての認識不足である。今回の指摘を受け、引継ぎについて課内で確認を徹底し、再発防止に努める。

イ 指摘事項（１）イについて

原因は、徴収を行った歳入金について、金庫に保管したまま払込みを失念したことによるものである。今回の指摘を受け、確認を徹底し、再発防止に努める。

ウ 指摘事項（２）アについて

原因は、担当者が前金払いを行ったことから、完了検査を失念したことによるものである。今回の指摘を受け、事務処理について確認を徹底し、再発防止に努める。

エ 指摘事項（２）イについて

原因は、担当者が仕様書に示した書類の確認を失念したことによるものである。今回の指摘を受け、改めて仕様書で示した必要書類の確認を徹底し、再発防止に努める。

オ 指摘事項（２）ウについて

原因は、担当者が受注者から提出される書類の確認作業を失念したことによるものである。今回の指摘を受け、改めて仕様書で示した必要書類の確認及び事務処理について確認を徹底し、再発防止に努める。

カ 指摘事項（２）エについて

原因は、受託業者が管理責任者として予定していた者について、異動の可能性があるため提出を一時保留した後、担当者が受託業者へ提出の指示を失念したことによるものである。今回の指摘を受け、改めて仕様書で示した必要書類の確認を徹底し、再発防止に努める。

2 盛保生第 404 号
令和 2 年 4 月 23 日

盛岡市監査委員 村 田 芳 三 様
盛岡市監査委員 菅 原 和 彦 様
盛岡市監査委員 小山田 正 美 様
盛岡市監査委員 八木橋 美 紀 様

盛岡市長 谷 藤 裕 明

定期監査の結果に基づく措置について（通知）

令和 2 年 2 月 19 日付け 1 盛監第 65 号で提出のあった定期監査の結果の報告における指摘事項に基づき、次のとおり措置を講じたので地方自治法第 199 条第 12 項の規定により通知します。

記

1 指摘事項（課名等 保健福祉部 生活衛生課）

負担金の収納に当たり、次の事例が見られたので適正な事務の執行を求める。

- （1）出納員への引継ぎが適切に行われていないもの
- （2）指定金融機関等への払込みが遅延しているもの

2 措置の状況

（1）措置の内容

現金を領収した会計員は出納員等からの確認を適切に受けるとともに、決裁文書に指定金融機関等の領収印の押印された納付書総括表を添付するよう、課内へ周知した。

（2）原因及び再発防止策の内容

原因は、勤務時間外に領収した現金について、金庫に収納したまま払い込みを失念したこと及び、出納員等から納付書総括表等による確認を受けなかったことによるものである。

今後は、現金等取扱事務マニュアルに基づき、会計員は払い込みを行う前に出納員等に領収証書控、納付書、納付書総括表を提示し、納付書総括表へ出納員の確認印を受けるとともに、指定金融機関等の領収印が押印された納付書総括表を決裁文書に添付したうえで、出納員の確認を受けることとし、再発防止に努める。

また、課内チェック体制として、現金の収納に係る適正な事務を執行するため、市現金等取扱事務要領及び現金等取扱事務マニュアルについて、課内の現金取扱者全員で共有したほか、出納員自己点検チェックを年 1 回以上実施することとした。

2 盛福子青第 38 号
令和 2 年 4 月 23 日

盛岡市監査委員 村 田 芳 三
盛岡市監査委員 菅 原 和 彦
盛岡市監査委員 小山田 正 美
盛岡市監査委員 八木橋 美 紀 様

盛岡市長 谷 藤 裕 明

定期監査の結果に基づく措置について（通知）

令和 2 年 2 月 19 日付け 1 盛監第 65 号で提出のあった定期監査の結果の報告における注意事項に基づき、次のとおり措置を講じたので地方自治法第 199 条第 12 項の規定により通知します。

記

1 指摘事項（子ども未来部子ども青少年課）

母子寡婦福祉資金貸付金の償還金等の債権管理に当たり、決裁を得ないで督促状を発付している事例が見られたので、適正な事務の執行を求める。

2 措置の状況

（1）措置の内容

納期限までに納付されなかった償還金及び違約金に係る督促状について、適切に決裁を得た上で発付するよう課内研修により徹底を図った。

（2）原因及び再発防止策の内容

原因は、地方自治法及び市長内部部局専決及び代決に関する規程の認識不足によるものである。

今後は、納税課を経由し委託業者から一括して出力される督促状の発送処理に関し、定期的に課内研修において関係例規の周知徹底を図り、再発防止に努める

2 盛あ保第9号
令和2年4月21日

盛岡市監査委員 村田 芳三
盛岡市監査委員 菅原 和彦
盛岡市監査委員 小山田 正美
盛岡市監査委員 八木橋 美紀 様

盛岡市長 谷 藤 裕 明

定期監査の結果に基づく措置について（通知）

令和2年2月19日付け1盛監第65号で提出のあった定期監査の結果の報告における指摘事項に基づき、次のとおり措置を講じたので地方自治法第199条第12項の規定により通知します。

記

1 指摘事項（あべたて保育園）

日帰り旅行命令に当たり、決裁権者の決裁を得ていない事例が見られたので、適正な事務の執行を求める。

2 措置の状況

(1) 措置の内容

職場研修を実施し、適正な事務処理について周知徹底した。

(2) 原因及び再発防止策の内容

原因は、日帰り旅行命令に関する決裁権者及び旅行者の認識不足によるものである。

今後は、日帰り旅行命令の都度、決裁権者が決裁することを徹底し、再発防止に努める。